

鹿 児 島 県 公 報

平成28年12月27日（火）第3276号の2



発 行 鹿 児 島 県
〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号
編 集 総 務 部 学 事 法 制 課
定 例 発 行 日 （ 毎 週 火 ， 金 ）

目 次

(※については例規集掲載事項)

ページ

規 則

- 職員の給料の調整額に関する規則の一部を改正する規則（※） (人事課取扱い) 1
- 議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則（※） (総務事務センター取扱い) 1

規 則

職員の給料の調整額に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年12月27日

鹿児島県知事 三反園訓

鹿児島県規則第49号

職員の給料の調整額に関する規則の一部を改正する規則

職員の給料の調整額に関する規則（昭和32年鹿児島県規則第76号）の一部を次のように改正する。

別表第1 保健所の項職員の欄を次のように改める。

獣医師（西之表保健所，屋久島保健所，名瀬保健所又は徳之島保健所に勤務する者に限る。）

附 則

この規則は，平成29年1月1日から施行する。

.....

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年12月27日

鹿児島県知事 三反園訓

鹿児島県規則第50号

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則（昭和43年鹿児島県規則第3号）の一部を次のように改正する。

第2条の5第5号中「職員と同居している」を削り，「掲げる者」の次に「（イに掲げる者にあつては，職員と同居しているものに限る。）」を加える。

附 則

- 1 この規則は，平成29年1月1日から施行する。
- 2 改正後の議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則第2条の5の規定は，この規則の施行の日以後に発生した事故に起因する通勤による災害について適用し，同日前に発生した事故に起因する通勤による災害については，なお従前の例による。